

那須塩原ブランド認定検討委員会設置要領

(設置)

第1条 本市における那須塩原ブランドの認定等に関し、広く関係者の意見を反映するため、那須塩原ブランド認定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 那須塩原ブランド新規認定の申請に係る検討及び評価に関すること。
- (2) 那須塩原ブランド認定の変更申請に係る検討及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、那須塩原ブランドに関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 観光又は商業の事業関係者
- (2) 運輸又は郵便の事業関係者
- (3) 農業関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 検討委員会に、オブザーバーを置くことができる。

4 オブザーバーは、所掌事務の検討を行う。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、専門的な事項について意見を聴くため必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。

4 委員長は、会議の結果について、速やかに市長に報告する。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、産業観光部農務畜産課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年7月24日から施行する。